



26 福スポ少第96号
平成26年6月26日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会
福島県スポーツ少年団
本部長 星 本文
(公 印 省 略)
福島県スポーツ少年団指導者協議会
会 長 高橋 吉市
(公 印 省 略)

平成26年度福島県スポーツ少年団指導者研究協議会について (通知)

このことについて、別紙開催要項により開催いたします。

つきましては、認定員の再研修を兼ねて開催することになりますので、貴市町村所属の受講対象者等への参加の呼びかけと取りまとめをお願いいたします。

なお、スポーツ少年団認定育成員および指導者協議会役員へは、直接文書を送付し、県本部へ参加報告をすることになっておりますことを申し添えます。

記

- 1 研修会名 平成26年度福島県スポーツ少年団指導者研究協議会
- 2 研修内容 別紙開催要項による
- 3 報 告 (1) 報告様式 別紙「(市町村用) 参加申込書」
(2) 申込期限 平成26年8月11日(月) 必着
(3) 申 込 先 〒960-8065
福島市杉妻町5-75 県庁東分庁舎3号館内
福島県スポーツ少年団 宛て
- 4 そ の 他 ○ メールアドレスをいただいている市町村へは、開催要項、参加申込書を送信します。
○ 福島大学教授 白石 豊 先生の講演や相双支部指導者の発表、グループ協議等を計画しております。
○ 相双支部の新地町、相馬市、南相馬市は5~10名程度、それ以外の市町村は2~5名程度の参加をお願いします。
○ 相双支部以外の市町村でも2~5名程度の参加をお願いいたします。

(担当 公益財団法人福島県体育協会スポーツ少年団係)

電 話 : 024-524-3833

FAX : 024-521-7971

〔平成26年度（公財）福島県スポーツ振興基金 助成事業〕

平成26年度福島県スポーツ少年団指導者研究協議会

開催要項（スポーツ少年団認定員再研修事業）

1 開催の趣旨

震災、原発事故後の本県スポーツ少年団活動は、相双地区をはじめ未だに困難な状況にある。また、昨今のスポーツ界では指導者の暴力行為が社会問題となり、暴力根絶に向け指導の向上や改善が強く求められている。

このような状況の中で、指導者の計画的な研修を通して課題を共有化し、指導者としての資質の向上を図ることは喫緊の課題であり、本県では全国に先駆け、認定員資格取得後5年目を迎える指導者を対象に、スポーツ少年団の理念や意義、指導のあり方などの再研修事業を継続してきた。

講話や協議を通して、該当指導者及びスポーツ少年団関係者を対象とした研究協議会を開催し、今日的な課題の共有と現実に応じた指導力の向上を図るとともに、今後のジュニア・スポーツの一層の振興・充実に期することを目的に本事業を開催する。

2 主 催 公益財団法人福島県体育協会福島県スポーツ少年団

3 後 援 福島県 新地町教育委員会（予定）

4 主 管 福島県スポーツ少年団指導者協議会
福島県スポーツ少年団相双支部

5 期 日 平成26年9月7日（日） 13時20分 開会

6 会 場 新地町農村環境改善センター
住所 相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1
電話 0244-62-2085

7 募集人数 スポーツ少年団の関係者 100名

8 内 容

◇テーマ ～福島の子どもたちの心と心をつなぎ、スポーツの歓びを～

◇開会行事 [20分]

◇第Ⅰ部 基調講演 [80分]

講話題 「スポーツ少年団指導者に期待すること」（仮題）

講 師 福島大学人間発達文化学類 教授 白石 豊 先生

◇第Ⅱ部 研究協議 [70分]

協議題「スポーツの力でふくしまの子どもを元気に」（15分）

（1）問題提起 「相双支部スポーツ少年団の現状と課題」

相双支部 ○○スポーツ少年団 ○○○○ 氏（依頼中）

（2）グループ協議 [40分]

グループに分かれ、単位団活動における子どもの現状や指導上の悩み等を出し合い、指導者として子どもたちのために、今取り組むべきことなどについて協議

（3）各グループの協議内容の発表と質疑 [15分]

◇閉会行事 [10分]

9. 参加対象者

- (1) 福島県スポーツ少年団登録指導者の研修事業として実施する。
- (2) スポーツ少年団関係者（育成母集団：保護者や地域住民）及びPTA会員並びに教育関係者も、事前に申込みをして参加できる。
- (3) 指導者協議会三部会所属の指導者は、運営スタッフとして参加・協力する。

10. 参加料 無 料

11. 申込み方法

- (1) 別紙の参加申込様式により、市町村スポーツ少年団で取りまとめのうえ、下記宛に一括して申込む。（FAXでの申込みも可）
- (2) 申込みの締切りは、8月11日（月）とする。

〒960-8065 福島市杉妻町5番75号 県庁東分庁舎3号館
公益財団法人福島県体育協会
福島県スポーツ少年団 宛て
電 話：024-524-3833
FAX：024-521-7971

12. 日 程

13:00 13:20		13:40		15:00 15:10		16:20 16:30	
準備	受付	開会 行事	基調講演	休憩	研究協議	閉会 行事	整理

13. 留 意 点

- (1) 日本スポーツ少年団第9次育成5か年計画では指導者の研修促進が打ち出されており、福島県スポーツ少年団は先取りし独自に指導者の再研修事業を継続する。
- (2) 平成21年度以前に認定員資格を取得した（～07K11991までの方）登録指導者は、受講後に認定員再研修受講修了者と認定し、有効期間は平成32年3月31日までの5年間とする。
また、平成22年度以降の資格取得者で再研修として受講を希望する者についても、上記と同様に認定する。ただし、その有効期間は平成32年3月31日までとする。
- (3) 認定員再研修としての受講希望者は、申込書に認定員番号を記載する。
- (4) 受講証明書は、今後日本スポーツ少年団が認定員の再研修を義務化した段階で、受講修了者に発行する。

(市町村用)

平成26年度福島県スポーツ少年団指導者研究協議会
参 加 申 込 書

〔 〕 市 町 村 スポーツ少年団

No.	氏 名	所属(単位団(育成母集団を含む)、PTA、他)	認定員番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(記入上のお願い)

1 認定員の再研修として申し込まれる方は、必ず認定員番号を記入してください。

2 参加申込みは市町村本部で取りまとめ、一括してこの申込書で報告ください。

なお、提出期限は平成26年8月11日(月)とします。

3 FAXでの報告も可とします。 FAX番号 024-521-7971

平成26年 月 日

公益財団法人福島県体育協会
福島県スポーツ少年団 御中